

第3回鳥取県夜間中学設置検討委員会議事録（概要）

令和3年9月13日（月）
午前10時から午前11時30分まで
県庁第二庁舎5階第1教育会議室

1 開会

2 中田教育次長挨拶

- ・設置検討委員会としては今回が最後
- ・第2回設置検討委員会で対象者についてしっかり議論をしていただいた
- ・学齢期の不登校生徒については、不登校対策を充実させ、夜間中学の対象としないこととすることで定例教育委員会でも合意を得た
- ・本日は鳥取県における夜間中学の形について、意見をいただきながら議論を進めていきたい。
- ・分教室の扱いについてもしっかりと御議論いただきたい
- ・9月の25日、26日にシンポジウムを実施予定

3 委員自己紹介

4 報告

第2回鳥取県夜間中学設置検討委員会概要について

- ・主な論点

- (1) 学齢期の不登校生徒は鳥取県夜間中学の対象者としないうことについて
- (2) 設置場所、運営に関する課題等、設置に向けた具体的検討課題について
- (3) 県立夜間中学設置に向けたスケジュール案について

5 協議

「鳥取県立夜間中学校設置に向けた方針案について」

(1) 設置形態：県立の夜間中学とする

県立夜間中学設置を求める要望書が鳥取県都市教育長会及び鳥取県町村教育長会から提出されたことを受け、全県を対象とした夜間中学とする。

(2) 対象者：義務教育未修了者、形式的卒業者、外国籍の者

学びたいのに学びを保障する場がない方への支援を第一優先と考え、義務教育未修了者、形式的卒業者、外国籍の者を対象とする。

※不登校の学齢生徒⇒対象としない。

不登校の学齢生徒については、市町村教育委員会やフリースクール等の関係機関等と連携し、更なる支援策を検討する。今後、不登校特例校等の設置の必要性が高まることを想定し、市町村との議論を進めていく。

※委員からは特に意見なし⇒委員了解

(3) 設置場所：鳥取市（鳥取県教育センター情報教育棟を想定）

＜設置場所（施設）の考え方＞

駅に近いなど通学の利便性が高く、一定程度の空きスペースを有する県有施設を活用する。

① 設置場所：鳥取市

＜選定理由＞

令和2年度のニーズ調査において、夜間中学に通ってみたいと回答した37名のうち、約半数の18名が鳥取市在住のため。

② 設置施設：鳥取県教育センター情報教育棟1階（想定）

※県教育センターには、体育館やグラウンドがないため、近隣に位置する鳥取市立湖東中学校の体育館等の活用を検討し、鳥取市と協議を進める。

＜選定理由＞

鳥取市にあり、鳥取大学前駅から徒歩により通学可能な場所に位置し（徒歩10分）、鳥取大学、街道の近隣にあることから、夜間における安全性も一定程度保たれているため。

委員	教育センターの情報教育棟の活用は駅からも近いし、すごく良いと思っている。気になるのは、体育館やグラウンドが必要だという点について、鳥取市と協議ということだが、了解を頂けそうか。
事務局	(湖東中学校の) 体育館やグラウンドの使用について鳥取市とは事前に協議をしているところ。鳥取市からは、前向きな回答を得ている。
委員	湖東中学校の体育館を地域の方々に開放していることはないか。開放しているのであれば、地域の方に理解を得る必要があると考える。
事務局	近隣の湖山体育館は地域の方が利用されているが、現在、湖東中学校は外部の方に開放していない。体育については、週1コマ、(湖東中学校の生徒が下校した後の時間帯に) 体育館で実施することを想定し、鳥取市に相談している。
委員	湖東中学校も平日に部活動をしないうちが設定されているはず、使用する時間を工夫すれば、利用可能ではないかと考えるので調整をお願いしたい。
委員	(教育センターの) 情報教育棟はどのような部屋があるか。
事務局	現在ある研修室を改修予定。教室使用に替える。 教室4、保健室1、職員室1を考えている。車いす使用者用駐車施設も設置予定である。
委員	理科室や図書室が研修センターにはあるが、利用を考えられないか。
事務局	教育センターの3階にある理科室の活用を想定している。
委員	ハートフルに来ている子どもたちは、体育の経験があまりない。現在、卓球などを行っている。体を動かすと発散ができ、スポーツができるというのはすごく良いことだと考える。ハートフルに通っている子どもたちには馴染みの場所であり、(夜間中学を) イメージしやすい。中学校のときに不登校だった生徒にとっては、新たな進路の選択肢になると考える。
事務局	鳥取市にある、鳥取県教育センター情報教育棟を想定する案でよいか。 ⇒委員了解

(4) 生徒・教職員

① 生徒

- ・ 開校時の学級数を3学級(3学年)とし、各学年10名程度とする。

② 教職員

- ・ 勤務時間：13:00～21:30(1日7時間45分勤務、休憩45分間)
※授業が始まるまでの時間の業務内容(想定)
教材研究、職員会議、相談業務、早い時間帯に登校し学習を希望する生徒の対応等
- ・ 教職員数：校長1、教頭1、教諭6名、養護教諭1、事務職員1 ※不足分は会計年度職員等対応
※開校時の学級数を3学級(3学年)とした場合

委員	確認だが、各学年10名程度というのは、定員が10名という意味ではないということでしょうか。
事務局	よい。個別に対応した教育課程を編成するために、通常の35人学級では対応が難しい。各学年10名程度であれば対応が可能と考える。
委員	ニーズ調査をやっているのだから、これぐらいのキャパで大丈夫だろうと思うが、希望者が増えた

事務局	場合、基本的には、全員を受け入れ、それに応じた教員配置をするということでしょうか。
事務局	希望者に応じて可能な限り対応していく。
委員	2、3年生に編入学がなく1年生だけで開校することも可能か。
事務局	可能である。
委員	入学希望者に対する面談を十分にし、どの学年から始めるのかを決めてもらいたい。
事務局	入学希望者に対しては、時間をかけて面談を実施していく。
委員	夜間中学で頑張りたいという先生を集めるためにも、先生方に対して（夜間中学について）アナウンスしてほしい。
事務局	どのような方法で先生方を募るのがよいか検討していく。
事務局	生徒、教職員については基本方針案どおりでしょうか。
	⇒委員了解

(5) 教育活動

- ① 卒業までの年数は3年を基本とする
- ② 週5日の授業
- ③ 9教科の学習

※本人の学習の習熟の程度や実態を把握し、本人と相談を行った上で、個別のカリキュラムを編成する。

- ④ 時間割（想定）

【夜間部】

校時		授業時間
学活	17:30～17:40	10分
1校時	17:45～18:25	40分
2校時	18:30～19:10	40分
休憩（補食）	19:10～19:20	10分
3校時	19:20～20:00	40分
4校時	20:05～20:45	40分

- ⑤ 新たな学びの形の県立夜間中学

これまで夜間中学で取り組まれている個に寄り添った教育に加えて、ICTを活用した基礎学力の確実な定着や個別最適な学びを進めるなど、新たな学びの形の県立夜間中学をめざす。

事務局	年間700コマを想定し、学校行事、学級活動に力を入れていきたい。湖山池、賀露港の活用も考えたい。
委員	（夜間中学として）人と触れ合うことが大切ではないか。サポーターやボランティア等を募ることはどうか。対象者が多様であるので、ICT支援員、日本語の支援員等の導入、又は地域の方との連携を図るのがよい。鳥取大学の学生さんもいる。様々な人を夜間中学に巻き込む仕組みを検討していただきたい。
委員	鳥取大学の学生にとっては、（鳥取大学と県教育センターは）近い距離にあり、夕方の関わりやすい時間帯に（夜間中学が）ある。地域とつながるといのは賛成である。
事務局	大学に近く、地域に開かれた夜間中学というのも鳥取県らしさを出せると考える。

事務局員	湖山にあることの良さを生かし、地域の活性化にもつなげていきたい。
委員	(夜間中学への) 教育センターの関わり方も検討してよいのではないか。 ソーシャルスキルトレーニングが必要な生徒もいる。 進級認定を出しておいた方がよいのではないか。
事務局	教育センターとの関りは今後検討していく。 ソーシャルスキルトレーニングも必要と認識している。 進級認定、卒業認定については今後検討していく。
委員	(入学希望者に対して) シラバスを示した上で、カリキュラムを決めてはどうか。
事務局	夜間中学とはどういうものか、(シラバス等で) 示す必要があると考える。
委員	教科の学習も大切だが、人と交わる活動や探究的な学習を取り入れてほしい。 総合の時間の学習等は生徒のニーズに合わせたものを計画するとよいと考える。
事務局	夜間中学の魅力の発信を今後考えていきたい。
事務局	教育活動については基本方針案どおりでよいか。
	⇒委員了解

(6) 開校時期：令和6年4月	
〔県立夜間中学開校に向けたスケジュール〕	
令和3年度	○検討委員会で学校概要(案)検討(了承) ⇒教育委員会決定 ○R4当初予算に向けた検討
令和4年度	○(4月) 県立夜間中学準備室設置
令和5年度	○学校説明会開催 ○学校設置(学校職員を任命)、仮執務室で学校業務を開始 ○生徒募集

※委員からは特に意見なし⇒委員了解

(7) 分教室の設置について
県内に1校、夜間中学を設置することをめざし、県立夜間中学設置後、中・西部地区においても入学のニーズが高まることを想定し、分教室の設置の検討を継続する。
＜分教室設置までの主な検討事項(課題)＞
<ul style="list-style-type: none"> ・ 分教室として使用可能な施設の確定 ・ 分教室に配置する教職員の確保 ・ 分教室で授業する場合の授業の持ち方(9教科及び学校行事等をどのように実施するか) ・ 本校と分教室をオンラインで結んで授業を実施する場合の条件の整理(遠隔教育特例校の申請等) →教科等の特質に応じ、<u>対面により行う授業を相当の時間数行うこと。</u> →保健体育科の実技や、技術・家庭科の調理実習の授業など、<u>配信側の教員が受信側の生徒や生徒がいる場所にある器具に直接触れることができないことにより、安全上の問題等が発生しうる内容の授業は原則として認められないこと。</u>
⇒本校と同時に分教室を設置することは難しい。

<本校への通学が困難な者に対する分教室設置までの手立て（想定）>

- ・ 聴講生としてオンラインによる学習参加

【主な課題】

- 自宅と学校をオンラインで結んだ学習は授業として認められない
 - 受信側に中学校教諭の免許を持った夜間中学所属の教員が必要
 - オンライン学習を可能にするための機材の確保が必要（生徒ではないので自己負担が必要）
 - ・ 希望により本校での授業に参加
 - ・ （正式な入学後）これまで聴講生として参加した授業を考慮に入れた教育課程の編成
 - ・ 本校教職員の勤務開始から授業が始まるまでの時間帯に、希望によりオンラインによる個別学習、教育相談等を実施
 - ・ 学校行事（遠足、運動会、ボランティア活動等）に積極的な参加を促す
- ⇒学びの支援を中心とする。

委員	（分教室の設置について）どの程度の本気度で考えているか。
事務局	ニーズがある限り、分教室を設置していきたいので、ニーズ調査を今後も継続的に実施していく必要がある。
委員	聴講生の定義づけが必要ではないか。
事務局	聴講生と体験入学を区別していきたい。
委員	中部、西部にも設置していただきたいが、固定した場所でないといけないうか。
事務局	家庭教師的なものではなく、（人との交わりを大切にしたい）学校での学びを重視したい。
委員	戦前には巡回授業というものがあつた。できないことはないのでは。公民館等の活用を検討しては。
事務局	今後検討していく。
事務局	分教室については検討段階。今後詰めていきたい。

全体をとおして

委員	日本語指導が必要な者への対応はどう考えているか
事務局	日本語の習熟度により、支援員の導入、教育課程の工夫等を実施していく。
事務局	本日頂いた意見を踏まえたうえで基本的には事務局の方で作成した夜間中学設置に向けた方針案をベースとして今後進めていくという形で了解いただきたい。 ⇒委員了解

6 連絡

夜間中学シンポジウムの開催について

7 中田教育次長 挨拶

8 閉会